



山口市営シルバーハウジング管理要領

令和6年3月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、市営シルバーハウジングの管理に伴う山口市営住宅条例（平成17年山口市条例第197号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 高齢者夫婦世帯等

配偶者、婚姻の予約者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けた者で現在もパートナー関係にある者で、一方又は双方が60歳以上である世帯

(2) シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)

シルバーハウジング・プロジェクト(昭和63年2月15日付け建設省住建発第8号・厚生省社老発第7号建設省住宅局長及び厚生省社会局長通達に基づき、日常生活上自立可能な高齢単身者世帯、高齢者のみからなる世帯又は高齢者夫婦世帯等に対し、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び附帯施設の供給並びにライフサポートアドバイザーによる福祉サービスの提供を行う事業)により供給する住宅をいう。

(3) ライフサポートアドバイザー(生活援助員)

シルバーハウジングに居住している高齢者等に対し、必要に応じて生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う者をいう。

(入居資格)

第3条 シルバーハウジングへの入居資格は、次のすべての要件を備えるものとする。





- (1) 60歳以上の高齢者(以下、「高齢者」という。)の単身世帯、高齢者のみからなる世帯又は高齢者夫婦世帯等(夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば足りる。)であって、申込者及び同居者が、日常生活(歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障のない程度に健常であること。(日常生活の可否については、必要に応じて別紙判定票を使用する。)
- (2) 令に定める収入基準に適合していること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

(入居者選考方法)

第4条 シルバーハウジングへの応募者数が募集戸数を上回り入居者を公開抽選する場合においては、別に定める市営住宅入居者の選考方法の適用に際しては、別紙判定票に掲げる評価点を加算することができるものとする。

(入居決定時の対応)

第5条 市長は、条例によりシルバーハウジングへの入居決定をしたときは、入居決定者に対する住宅の使用に関する説明において、特にライフサポートアドバイザーの派遣等に係る入居者の負担に関することを加えて説明するものとする。

2 市長は、条例によりシルバーハウジングへの入居決定をしたとき及び入居者がシルバーハウジングを退居したときは、遅滞なく福祉部局にその旨を周知させるものとする。

(準用)

第6条 前条までの規定の外、シルバーハウジングの管理に係る必要事項については、条例の関係規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に行った山口市営シルバーハウジング要領に基づき管理されているシルバーハウジングは、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

